

第2章 企業団納付金

2-1 水道利用加入金

水道利用加入金の金額及び取扱いについて、以下に示す。

(1) 水道利用加入金の金額

給水条例第6条により水道利用加入金を表2-1のとおり定める。

表 2-1 メーターの形式、口径による水道利用加入金表

形式	口径 (mm)	水道利用加入金の額 (税込)
羽根車式	13	108,000円
	20	226,800円
	25	432,000円
	40	1,404,000円
	50	2,160,000円
	75	5,292,000円
	100	9,072,000円
電磁式	150	19,224,000円
	50	9,072,000円
	75	19,224,000円

(2) 口径変更の取扱い

口径変更については新旧口径の差額とし、既納の加入金は還付しない。

また、検針協定締結物件以外は、専用栓1件について1件の水道利用加入金が存在するため、口径変更後の加入金は物件全体で割り戻すことはできない。

【例】

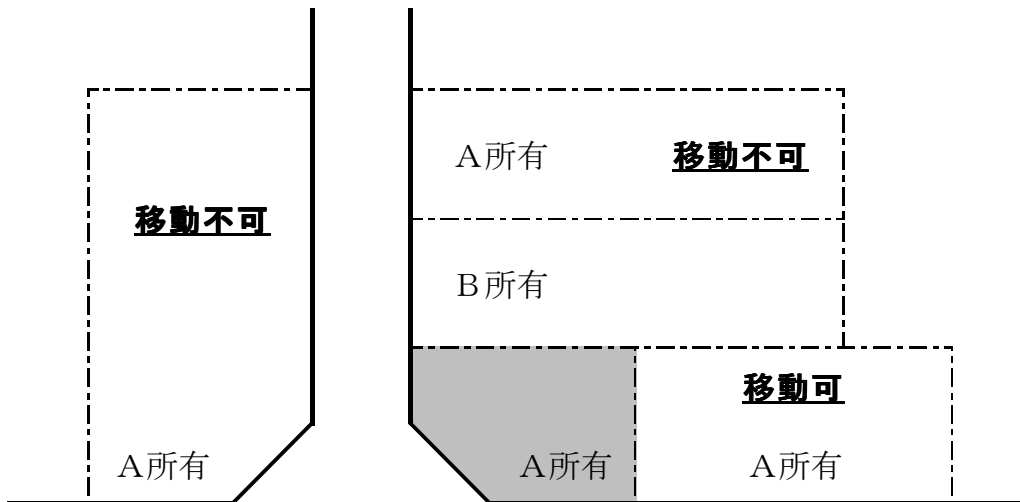
- $\phi 13$ から $\phi 20$ へ口径変更する場合
 $226,800 \text{円} - 108,000 \text{円} = 118,800 \text{円}$ の支払い
- $\phi 50$ から $\phi 20$ へ口径変更する場合
還付なし
- $\phi 13 \times 10$ 件から $\phi 20 \times 5$ 件へ口径変更する場合
口径変更1件につき、 $226,800 \text{円} - 108,000 \text{円} = 118,800 \text{円}$ の支払い
よって、 $118,800 \text{円} \times 5 \text{件} = 594,000 \text{円}$ の支払い
($\phi 13 \times 5$ 件の権利については変更なし)

なお、本施工基準では、 $\phi 50$ 以上のメーターによる直結給水方式を認めていない。これを踏まえ、工事用仮設水栓を設置するために $\phi 50$ 以上のメーターを $\phi 40$ 以下に減径する改造工事においては、当該改造工事後の最初の改造工事に限り、減径前のメーターの権利を利用できるものとする。

(3) 水道利用加入金の移動範囲

水道利用加入金は、土地に付随するものとし、坂戸、鶴ヶ島水道企業団料金、手数料等の軽減又は免除に関する基準（平成 10 年坂戸、鶴ヶ島水道企業団基準第 2 号）第 3 条の規定に該当する場合を除き、同一者が連続して所有する土地の範囲についてのみ移動可能とする。

図 2-1 水道利用加入金移動範囲図



2-2 手数料

手数料の種類、金額及び取扱いについて、以下に示す。

(1) 設計審査手数料

給水条例第 31 条第 1 項第 2 号の規定により、設計審査手数料は 1 申請につき 2,000 円とする。

(2) 工事検査手数料

給水条例第 31 条第 1 項第 3 号の規定により、工事検査手数料は 1 申請につき 2,500 円とする。

(3) 特殊な場合の取扱い

① 受水槽給水方式

共同住宅等の戸別検針及び戸別徴収等に関する協定（以下「検針協定」という。）の締結を予定している申請については、設計審査手数料は 1 申請につき 2,000 円、工事検査手数料は子メーター 1 個につき 2,500 円と親メーター分 2,500 円の合計とする。

② 直結増圧給水方式

検針協定の締結を予定している申請については、設計審査手数料は 1 申請につき 2,000 円、工事検査手数料は子メーター 1 個につき 2,500 円とする。

③ 受水槽給水方式及び直結増圧給水方式（改造工事）

検針協定を締結している建物において、縦管等の更生工事や受水槽給水方式から直結増圧給水方式に変更する改造工事などに伴い、メーターユニットを設置するなど配管を変更する場合については、設計審査手数料は1申請につき2,000円、工事検査手数料は子メーター1個につき2,500円とする。

④ その他

企業団の指示による。